

# 古文書三昧

古文書講座講義録シリーズ

Vol. 2

## 品川沖で鯨突留一件

一杉 勝

## はじめに

本書は、約十年前から続けている古文書講座の教材として使用した古文書原文と、その解説文、解説をタイトルづつまとめて小冊子にしたものです。

教材の内容は主として江戸時代ですが、一部、戦国時代および明治初期の事柄も含まれます。

原文は図書館、公文書館、博物館、史料館、大学図書館などから入手したものであり、原文掲載個所にその入手先、出典を記載しています。

ページ数を節約するために原文の編集を行い、「A4横」あるいは「A4縦」に収まるように調整しています。このため文字が大きすぎたり、小さすぎたりする事があります。

解説には慎重を期しましたが、第三者による校閲などを経っていません。誤字・脱字、あるいは解説間違いなどもあるかと思いますがご容赦下さい。

ご指摘点がありましたら、巻末の著者メールアドレスにお知らせいただければ幸いです。

もともとこの講義録として作成したのですが、電子書籍の形に編集し直して、公開するにじいになりました。これから古文書を学ぼうとする方々、更に多くの古文書を読みたいという方々、古文書講座の教材を探している方々のために、少しでも参考になれば望外の喜びです。

著者 一杉 勝。

## 解説文の凡例

- 一、解説文は、原文をその井井活字で置き換えたもので、漢文の読み下し文である返の点(し)や、  
一、二点なまは音器ついでる。
- 二、漢字は原則として常用漢字を用いているが、原文のくまじり字が旧字をへびつたものもあつたや  
を理解するため、解説文にも適宜旧字を使用している。
- 三、変体仮名は原則としてひらがなで直した。「ぬ」「め」も原則「え」「ご」としたが、一部、  
原文の雰囲気伝えるために「ぬ」「め」も「ぬ」「め」とする事もあつる。
- 四、助詞の「者」「語」「は」を「は」「は」と表記したが、目的格助詞の「江」「上」については現代  
語の「より」「へ」「を」と表記した。  
また、「哉」「也」「乎」「して」「は」「せ」とも表記している。
- 四、「よ」「な」「を」の井井表記している。
- 五、原文に句読点がない(しじが多少)が、解説文は読みやすさへ、意味をいねるために、多めに句  
読点をいれたい。



寛政十戊午年五月朔日、品川狛師町にて

鯨突留一件

鯨突留一件書

一 午五月朔日、南品川狛師町において、朝五時頃、鯨突留、其段右村役人より御役所へ訴上候に付、翌二日、御代官為見分御越被成候に付、宿内取締方申付候。

一 同日、御代官大貫治右衛門様御通行、為御出迎狛師町役人・三宿役人、八ツ山へ罷出申候。昼九時頃御代官御越被成、直に鯨突留場所御見分有之、夫より元名主平大夫宅へ被成御越、御手代菅井深右衛門殿・小宮山与作殿・安藤所市殿御掛りにて、狛師町名主無之、年寄惣兵衛・組頭三十郎・百姓代作兵衛、鯨突留候迄の始末御尋有之、御書留に相成候。

一 昨夜、御手代小宮山与作殿御越被成、鯨正写絵圖差出可申旨、狛師町へ被仰付、右浦方より絵圖仕立候もの、宿方へ願に付、當宿組頭次郎八へ申付候。則平大夫於役宿に鯨絵圖相仕立、式枚差上申候。御代官御持参被成候御繪圖、鯨種類十二、三品有之候内、座頭鯨と申有之、此度突留候鯨、右座頭鯨に似寄候。

一 小宮山与作殿・安藤所市殿、御支配内町方在宿方へ鯨の入札御廻状出る。

一 御郡代御留役宮川龍八郎様御越被成、急に明二日濱御庭へ御成被仰出、今夜中是非濱御

・解説参照

・朝四時頃

・関東郡代配下の代官  
(郡代付代官)

・代官の属僚 御家人

・ヒゲクジラ的一种。中形でも体約十一から十四尺、体重三十トに及ぶ大形鯨

・現在の浜離宮恩賜公園



- 庭へ鯨引付被仰付、右に付、狛師町辺にて引付方差滞筋無之哉、御糺有之候。村役人申上候は、當時狛船四拾八艘有之候に付、御差支無之旨、依之鯨引付御用、狛師町計へ被仰付候。然共、海上の儀に付、何様違変可有之哉難計、為御用意、狛師町計にては不及手候節は、大井・大林（森カ）町・濱川町の船、早々差出可申旨被仰付、濱御庭迄引取候途中にて違変の節は、芝金杉浦の船、早々差出可申旨被仰付候。
- 一 夕七つ時頃、鯨引出申候。鯨御差添の御手代原善右衛門殿・市川藤蔵殿御組吉人・大貫治右衛門様・宮川龍八郎様、脇本陣（陣）幸右衛門方にて御休息有之、夫より御舟にて御濱へ御越被成候。
- 一 大貫様より鯨引付人足へ酒式樽被下置候。鯨引付候船式拾壹艘
- 一 内鯨浮船四艘、御用船、村役人乗候船并鯨引船とも拾式艘
- 一 三日、濱御庭へ御成。
- 一 暮時頃、鯨濱御庭を引出し、品川沖へ戻し申候。
- 一 四日、大貫治右衛門様御手附小嶋傳右衛門様御出役、御旅宿南品川長兵衛宅へ、狛師町役人・三宿役人へ被召呼、被仰渡候は、今般、當浦において鯨突留、入上覧、是迄に無之格別御機嫌宜敷、依之外に入札相止、直に狛師町へ被下置候。且又御定法式拾分一上納、是又不被及御沙汰に、然上は村方において切取候共、又は脇へ責拂候とも勝手次第取計可申旨被仰渡候間、狛師町にて此上勝

・浜川町…現在の東大井辺の漁村

・品川宿の脇本陣

・手附…一般人から登用された代官所の属僚

・御定法

解説参照

白の事... 爲  
 知得... 權原町...  
 上... 置...  
 尾... 切...  
 山... 初...  
 不...

一  
 三... 見... 比... 百... 別... 由... 下...

權原町... 毎

- ① 寺 念徳堂
- ② 寺 三千所
- ③ 寺 徳正寺

山... 宿

- ① 寺 宿屋
- ② 寺 三千所

...

- ① 寺 宿屋
- ② 寺 三千所
- ③ 寺 徳正寺
- ④ 寺 念徳堂

手次第の事に候得共、如何取計候哉、猶また為

心得御聞被成度旨被仰聞候に付、狛師町役人申

上候は、入上覧格別の思召を以、貳拾分一御上納

御免被成下、當村へ被下置候段、難有義に付、首

尾能一日も早く無難に取片付申度旨、然ば鯨

切取候て製し方、狛師町とも不手掛儀に付、脇方

へ入札申付。尤入上覧候品を見せもの等に差

出候儀は恐入候に付、則當浦へ貴請、地元奇麗の

所へ埋申度旨申立候。

一 三宿役人へ被仰渡候は、狛師町において、當時鯨

見物人群衆ぐんしゆいたし候に付、三宿役人申合候て、喧嘩

口論無之様、且火の元取締方入念可申旨被仰付候

間、其旨相心得、且又狛師町にて、當時主役無之候に付、

別て心添可致旨被仰聞候。狛師町のもの共儀

も、三宿役人へ取締方被仰付候間、其段心得

可申旨被仰渡候。

狛師町名主無之

年寄 与惣兵衛

組頭 三十郎

百姓代 作兵衛

品川宿

名主 吉左衛門

同 庄十郎

名主兵三郎後見兼

問屋 宗 蔵

名主 仁兵衛

問屋 善兵衛

・三宿…步行新宿・北品川宿・南品川宿

・主役無之…この時期、何故か名主が空席だった。



幸急の 箇年次

一 縣持出り門庭を御女高持送り附添村修人

人数百三拾七人にて修持末

未即右の申文各 但三人 身共修持末の目録

二日一歌

右より山崎吉房の作付修後南品川宿置赤目  
とてり

一 縣修札

甚古字田川所居と云く修修  
語負人 修修修

代錢 或百七拾貫文

重直一四拾貫文 或百七拾貫文云々

一 縣切取の通修 或百七拾貫文 或百七拾貫文  
とてり 修修修 修修修

一 六日朝七時の縣代取 或百七拾貫文 或百七拾貫文  
出用修 修修修

一 七日該負人對法取 上月里修 或百七拾貫文  
所々 或百七拾貫文

一 七日大貫修 或百七拾貫文 或百七拾貫文  
概修 或百七拾貫文 或百七拾貫文

一 以目極おまの目 或百七拾貫文 或百七拾貫文  
の由 或百七拾貫文 或百七拾貫文

一 方有 或百七拾貫文 或百七拾貫文  
修修 或百七拾貫文 或百七拾貫文

一 九日所修 或百七拾貫文 或百七拾貫文  
修修 或百七拾貫文 或百七拾貫文

一 上月里修 或百七拾貫文 或百七拾貫文

同見習久五郎代

年寄 留平次

一 鯨持返り引返、其外弁當持送り、附添村役人とも

人数 百三拾七人へ御扶持米

米貳石五斗五合 但吉人に付吉升五合づゝ、日数

二日一夜

右は小嶋専右衛門様被仰渡、南品川宿置米の内を被下候。

一 鯨落札 芝口宇田川町家主六郎兵衛店

請負人 作兵衛

代銭 貳百七拾貫文

金に直し四拾壹両貳分 銀貳匁三分

一 鯨切取候迄、御掛り御手代安藤所市殿御詰合候積にて、小嶋専右衛門様御引拂被成候。

一 六日朝七時より鯨代取に懸り間、御出役より御役所へ御用状差出候。

一 七日、請負人對決故に、上身黒皮の処三樽、猟師町へ受取申候。

一 七日、大貫様・宮川様、鯨代取為御見分御越被成候。

一 猟師町より鯨三樽、上身の分、御役所へ差上候積の所、日柄相立候ゆへ哉、甚匂ひあしく、尤油の匂ひの由申ものも有之、且風味も不宜、是又生鯨製し方有之候ゆへに候得共、篤と存候ものも無之、依て御役所へ差上候儀は止めに相成候。

一 鯨海上深き方にて切始、追々浅方へ引付切る。

一 九日、御役所御買上品左の通

一 上身黒皮の所、目方壹貫八百目程

一 ちくもの糸七百目尺

一 百尋

一 齒

一 倭元

右八十日朝少役の事

一 右圓新

一 脳味噌

一 右骨四

一 膏骨

右八十日夕新の事

一 十日綿の頭梳作町日法に類か多し拂ふ  
右作向糸出さるる皮肉をのりもみ残油を賣  
紙商人に

一 十日今般綿為多一件身梳作町を宿方梳  
書きし以本も双方の如何も無事分具出書及  
方と如何にも出難か故多一切無事双方梳  
紙理文より為さるる皮肉をのりもみ残油を賣  
紙商人に

一 流多の綿作定法 上調指歩一

一 常多の綿作定法 同 或指歩一

一 綿作品法即八世の事は立知合口指七尺總  
長

綿実為始末

或は在在原部品川梳作町を宿方の綿目名に  
以別紙梳高に通さるる品は綿目名を宿方  
海表梳高より産する梳作町を宿方の信の品梳  
梳作町を宿方の品梳作町を宿方の品梳作町  
以綿有る品を宿方の品梳作町を宿方の品梳

― はらもの所 七百目程

― 百尋

― 歯

― 便穴

右は十日朝、御出役より被差上候、

― 右同断

― 脳味噌

― 本骨 四つ

― 薄骨

右は十日夕、船にて被差上候、

― 十一日、鯨の頭、狛師町へ請取、残候分引拂に相成候  
大師河原辺にて、皮肉其外とも不残油に煎候  
趣請人申候。

― 十二日、今般鯨突留一件に付、狛師町と宿方喧嘩  
等も無之、以来とも双方において無申分、且御出役  
方においても御非分成義一切無之旨、双方役人  
一紙證文にて差上、御出役安藤所市殿御引拂  
被成候。

― 流寄候鯨 御定法 上納拾歩一

― 突留候鯨 御定法 同式拾歩一

― 鯨繪圖、次郎八追々に相仕立、都合四拾七枚認  
差上申候。

### 鯨突留の始末

武州荏原郡品川狛師町にて突留候鯨見分仕

候所、別紙繪圖の通に御座候。當月朔日六半時頃

海表騒敷御座候に付、狛師共罷出、見請候所、地先

拾町程も沖合にて、潮煙立候に付、船に乗、見請候

所、鯨有之候間、もりを持出、五、六本も突候処、其俣

・はらも 内臓のまわりの部  
位

・ひやくひろ 鯨の腸

・にる。せんじる。にじめる

・村の沖合

沖の首へ控可程もあつたが、此の首は、  
 一回と進めたるおひり、直切の形程、  
 筋の立形、又種原可程、  
 進めたるより、  
 一節兩天、  
 一節兩天、  
 一節兩天、  
 一節兩天、

午五月

鱈の色は、  
 尾の長さ、  
 中、  
 尾の長さ、  
 高、  
 同長、  
 眼玉、  
 長、  
 洞、  
 脊、  
 頭、  
 上、  
 は、

尾の長さ、  
 中、  
 尾の長さ、  
 高、  
 同長、  
 眼玉、  
 長、  
 洞、  
 脊、  
 頭、  
 上、  
 は、

尾の長さ、  
 中、  
 尾の長さ、  
 高、  
 同長、  
 眼玉、  
 長、  
 洞、  
 脊、  
 頭、  
 上、  
 は、

尾の長さ、  
 中、  
 尾の長さ、  
 高、  
 同長、  
 眼玉、  
 長、  
 洞、  
 脊、  
 頭、  
 上、  
 は、

尾の長さ、  
 中、  
 尾の長さ、  
 高、  
 同長、  
 眼玉、  
 長、  
 洞、  
 脊、  
 頭、  
 上、  
 は、

尾の長さ、  
 中、  
 尾の長さ、  
 高、  
 同長、  
 眼玉、  
 長、  
 洞、  
 脊、  
 頭、  
 上、  
 は、

尾の長さ、  
 中、  
 尾の長さ、  
 高、  
 同長、  
 眼玉、  
 長、  
 洞、  
 脊、  
 頭、  
 上、  
 は、

尾の長さ、  
 中、  
 尾の長さ、  
 高、  
 同長、  
 眼玉、  
 長、  
 洞、  
 脊、  
 頭、  
 上、  
 は、

尾の長さ、  
 中、  
 尾の長さ、  
 高、  
 同長、  
 眼玉、  
 長、  
 洞、  
 脊、  
 頭、  
 上、  
 は、

尾の長さ、  
 中、  
 尾の長さ、  
 高、  
 同長、  
 眼玉、  
 長、  
 洞、  
 脊、  
 頭、  
 上、  
 は、

尾の長さ、  
 中、  
 尾の長さ、  
 高、  
 同長、  
 眼玉、  
 長、  
 洞、  
 脊、  
 頭、  
 上、  
 は、

尾の長さ、  
 中、  
 尾の長さ、  
 高、  
 同長、  
 眼玉、  
 長、  
 洞、  
 脊、  
 頭、  
 上、  
 は、

尾の長さ、  
 中、  
 尾の長さ、  
 高、  
 同長、  
 眼玉、  
 長、  
 洞、  
 脊、  
 頭、  
 上、  
 は、

尾の長さ、  
 中、  
 尾の長さ、  
 高、  
 同長、  
 眼玉、  
 長、  
 洞、  
 脊、  
 頭、  
 上、  
 は、

沖の方へ拾町程もおよぎ出候間、追々魚船乗付  
 一同に追欠、向へ相廻り取切候て、船板をたゞき、大  
 勢聲立、猶又狛師町地先字天王洲浅瀬の方  
 へ追欠、もり又は庖丁杯にて、都合五十八ヶ所疵付  
 候所、よわり候て、同日昼九つ時前、突留申候。尤外浦等  
 にて疵請候様子も無之、勿論鱈掛け疵等に無之、  
 一躰雨天續候て、自然と遠瀬浅瀬の方へ漂来  
 候儀に可有之旨、浦方の者ども申立候。依之此段奉申  
 上候、以上

午五月

鯨の色、最初は青黒き方、次第に黒く相成申候。

尾	尾の上廻り	高さ	ひれの中巾	同長さ	眼玉	長さ	潮吹穴三つ	背通り	頭凡	上鯨より下鯨	口の切
三丈七尺九寸	四尺七寸	六尺八寸	三尺	八尺三寸	七寸八分	六寸三分	七尺三寸	九間七尺	四間	六寸長し	七丈よ(余)
( 3・61 m )	( 1・24 m )	( 2・06 m )	( 0・61 m )	( 2・48 m )	( 0・45 m )	( 1・88 m )	( 0・57 m )	( 16・67 m )	( 7・27 m )	( 0・18 m )	( 3・03 m 余 )

・欠：掛の当て字

・天王洲

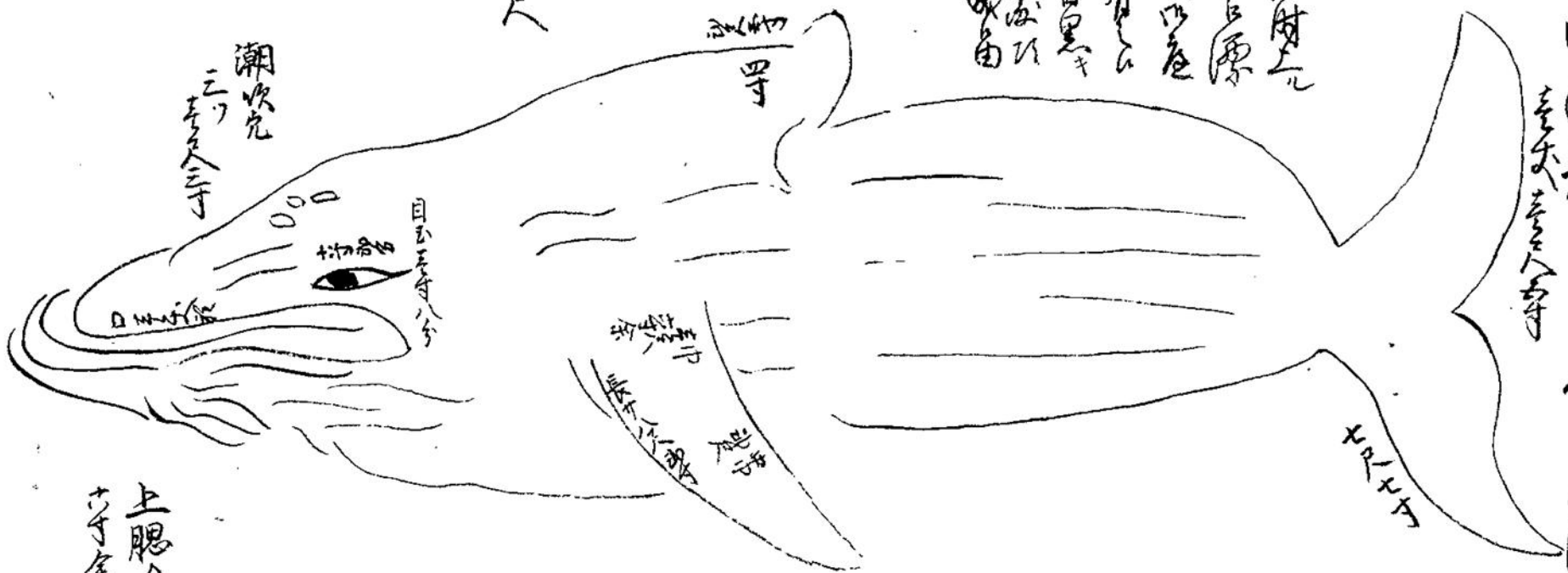
・鱈(シヤチ)よる切傷

寶永十年年

五月朔日朝の時に  
鯨の根因沖上原  
着因三日渡り  
る 上流有  
色家名不青魚  
字よりよく  
月三白くす  
角

時乃暑  
三十八  
三十八  
三十八  
三十八

脊通  
九間



上腮  
下腮  
十寸余

時の晝に けひぞ しぼるゝ

吉丈 吉尺五寸

寛政十年年

五月朔日朝五時上る

鯨、羽根田沖へ漂

着、同三日、濱御庭

にて上覧有之候

色、最前は青黒き

方に有之候處、次

第に黒く相成候由

七尺七寸

中巾 三尺

巾 吉尺六寸余

長さ 八寸 三分

三尺五寸

四寸

背通り

九間 吉尺

目玉 三寸八分

六寸 三分

潮吹穴

三つ

吉尺 三寸

口 吉丈程

上顎と下顎の方

六寸余

・羽根田::羽田

・背通り::身の丈



## 品川沖で鯨突留一件

### 解説

これは国立公文書館所蔵の「雑事記」に収容されている史料である。

寛政十年（一七九八）五月朔日（新暦で六月十四日）の朝四時頃、品川獺師町で鯨を突留めたという報告が村役人経由で代官所に届けられた。

品川獺師町は品川宿の東に流れていた目黒川の対岸、川と海に挟まれた狭地域に、江戸湾での漁業に携わる獺師が住んでいた。現在の品川区東品川一丁目あたりである。切絵図で見えるように、当時、目黒川は北流していたが、その後流路が変えられ、現在は埋め立てられてハッ山通りになっている。



品川獺師町 江戸切絵図一部

国立国会図書館デジタルコレクション

翌二日、報告を受けた代官大貫治右衛門が見分に出向いた。ハッ山で村役人他の出迎えを受けた大貫は現地を見分した後、名主宅で事情を聞いた。役所からの指示で村が用意した鯨の絵と、代官が持参した十二、三種類の鯨絵図と比較検討した結果、「座頭鯨」に似ている事が分かった。この鯨の処理について代官所より「入札」による売却の指示があり、代官支配の村々に廻状が出された。

当時の「御定め」では海岸で鯨を突留めた場合、売却してその二十分の一を税として納めさせることになっていたからである。

「地方大概集」という文献によれば、上納は

・突き鯨二十分の一 ・寄鯨三分の一 ・流鯨十分の一 ・切鯨二十分の一  
とあり、捕鯨の困難度合、漁民の苦勞度合によって税の負担割合が異なる法律だった。

村は鯨を競売にして、税を払う積もりでいたが、その後別の指示が出された。将軍が鯨を上覧するので浜御庭（現在の浜離宮恩賜公園）に引いてくるように指示があった。二日の夕方、村の漁船を総動員して鯨を浜御庭まで引いて行き、三日、将軍吉宗が鯨を見物した。この事は徳川実紀にも次のような記事がある。

去りし朔日の夜、雨ふり風つよかりしが、品川の沖にして鯨を所の者どもとらへ得たり。おなじ二日、代官大貫治右衛門光豊査検はてゝ建白せしかば、浜の海手へまはしおくべしと命ぜらう、この日御覧ありて、橘宗仙院元周に仰ありて、狂吟一首をたてまつる。

うちよする 浪は御浜の おにはぞとくじらは潮を ふくはうち海

やがて鯨は所の者に下さる。背どをり九間一尺、高さは六尺ほどありしとぞ。

三日夕方、鯨は品川沖に引戻された。代官所役人が村に来て、将軍はこれまでになく上機嫌だったと話し、先に指示した入札競売を止め、直ちに村で勝手に処分して良いとの許しがあった。

噂を聞いた人達が押し寄せて来た。鯨見物の舟が各地からやって来て大混乱になった。村役人から村人に、喧嘩口論なきよう、火の元に注意するよう、などの異例の指示が出たほどだった。

村には鯨解体処理の経験者が居らず、上覧になった鯨を見世物にする事も憚られる事なので、そのまま砂浜に埋める案も出たが、やはり売却する事になり、宇田川町の作兵衛という者が二百七十貫文、金にして四十一両余（一両十五万円）として約六百万円（）で落札した。

新暦でいえば六月、暑い季節である。鯨の痛みも早かった。鯨肉の良いところを三樽ほど、御役所に献上しようとしたが、悪臭がひどく、風味も悪かったので、上納取りやめになった。

十一日、鯨の皮などいくつつかの部分は役所に届け、頭部分は猟師町で受取り、その残りの部分は落札した作兵衛が、川崎の大師河原で、釜で煮て油を取ったと報告されている。

古文書講座講義録「古文書三昧」シリーズ 刊行予定

太字 既刊

- ① 鎧の渡 運賃増銭
- ② 品川沖で鯨突き留一件

- ③ 江戸城金蔵破り
- ④ 川崎宿関札一件
- ⑤ 吉田松陰密航未遂事件
- ⑥ 「お銀様を訪ねて」遊相日記より
- ⑦ 改元のこと
- ⑧ シーボルト事件
- ⑨ 時の鐘
- ⑩ 大坂大孝子五人伝
- ⑪ ガルトネル事件
- ⑫ 駆込み寺東慶寺
- ⑬ 浅田兄弟敵討一件
- ⑭ 七代目・八代目團十郎のこと
- ⑮ 江之島紀行

以下

- 伊能家拝領屋敷のその後
- 呂宋国漂流記
- 大奥御乳持募集
- 柳沢騒動(護国女太平記より)
- 日向飢肥藩人買舟
- 大岡政談
- 大石良雄復讐覚書
- 杵築藩邸から見た桜田門外の変
- もうひとつの松の廊下刃傷事件
- 和宮降嫁 中山道の旅
- 和宮降嫁 大奥入り
- 鎗ヶ崎事件
- 永代橋崩落事件
- 絵島生島事件
- 佐久間象山、京で遭難
- 鸚鵡籠中記
- 長谷川平蔵のこと
- 金札通用状況報告書

- 公事上聴
- 青木昆陽「甘諸記」
- 安政の大獄
- 絵本「桜田門外の変」
- 天保御救米事件
- 生麦事件
- 町与力の鎌倉海岸砲術稽古
- 佐々木卯之助事件
- 武士の絵日記
- 改元紀行 上
- 改元紀行 中
- 改元紀行 下
- 享保貢象1 長崎から京都まで
- 享保貢象2 京都から江戸
- 享保貢象3 象の江戸暮らし
- 天保十五年江戸城本丸火災
- 安政大地震
- シヨン万次郎漂流記
- 蚤・虱・蚊仲間口上書
- 明治百五十年記念①慶喜東帰
- 明治百五十年記念②官軍下向
- 明治百五十年記念③江戸城無血開城
- 明治百五十年記念④小栗上野介の最期
- 明治百五十年記念⑤上野戦争
- 秀忠の人となり
- 天保改革 三廻りの報告
- 安政東南海地震の記録
- 宝永富士噴火
- 紙漉重宝記
- 飛鳥山のこと
- 絵本「桜田門外の変」

など

書名 古文書三昧 Vol.2  
品川沖で鯨突き留め一件

初版発行 平成30年（2018）年12月

著者 古文書一級インストラクタ  
一杉 勝  
（1942年生、山梨県出身）

Eメール [hitosugi@kyf.biglobe.ne.jp](mailto:hitosugi@kyf.biglobe.ne.jp)

古文書原文および絵図は著作権の問題のない素材を使用していますが、転載などの場合はご注意ください。